

2.14 就労支援プログラム(野田)

2.14.1 プログラムの概要

就労支援プログラムは、就労意欲がある被保護者（以下、支援対象者とする）の経済的自立や社会的自立を促すことを目的とし、このために必要な支援を実施する事業である。

この支援を担当する者は、生活保護ケースワーカー（以下、ケースワーカー）と就労支援相談員であり、それぞれの役割が決められている。

ケースワーカーの役割は、就労に対する被保護者の動機を高めることである。就労支援相談員の役割は、支援対象者の意向を把握し、履歴書の作成、就職面接の服装や対応方法、公共職業安定所（通称ハローワーク）への仲介および同行などの就労に関する相談を行うことである。また、支援対象者の希望に応じて、生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムへ移行されることもある。

2.14.2 課題改善項目

まず、支援対象者の課題改善（到達）項目は大きく2つに分けることができる。1つは、就労へ向けた意欲形成に関わる項目であり、「就労すること」について積極的に考えるようになった、これまでの職歴を振り返ることができた、決まった時間に来所・面接できるようになった、就労につい

ての自分の考えを言えるようになった、「就労すること」について具体的なイメージを持つことができるようになった、就労支援相談員との面接が継続的にできるようになった、などになる。

もう1つは、求職活動に必要なスキルに関わる項目であり、正しく履歴書が書けるようになった、ハローワークでの求職活動（情報収集）を行うようになった、就労希望先とアポイントメントが取れるようになった、企業との面接が行えるようになった、適切な身なりで面接に望めるようになった、面接の技術が向上した、などになる。

次に、就労支援相談員による援助の点検に関する項目がある。この質問は、これまでの職歴を支援対象者と振り返った、支援対象者の希望（各種条件等）を聴取した、履歴書の書き方を支援した、就職情報を提供した、面接の受け方（約束を守ること・服装・身なり・面接に臨む態度・面接で聞かれることの多い質問に対する受け答え等）について支援した、ハローワークに同行した、求職活動について報告するよう助言した、などがある。

2.14.3 集計結果（検票の結果のまとめ）

今年度の標本数は243人である。このうち、「就労」にいたった人が82人（33.7%）、「支援継続中」の人が86人（30.9%）、「中

止」となった人が 75 人 (30.9%) となっている。

なお、平成 20 年度から平成 21 年度（今年度）の変化についてみると、昨年度まで

と比べて「中止」にいたった人数が「就労」「支援継続中」人数よりも増加している特徴がある。

表 13. 標本数と課題状況の推移

	就労	支援継続中	中止	合計
平成 19 年度	43	51	22	118
平成 20 年度	71	71	44	188
平成 21 年度	82	86	75	243

2.14.3.1 就労意欲などの形成に関わる支援対象者個人の変化

(1) 『就労すること』について積極的に考えるようになった」では、全体で「少しできた」が 72 人 (29.6%) と最も多く、次に「できない」が 58 人 (23.9%)、以下「ある程度できた」が 47 人 (19.3%)、「できた」が 34 人 (17.7%) と続いている。「ある程度できた」と「できた」をあわせると 90 人 (37%) を占めていることがわかる。

「できない」との回答では、「中止」が 35 人 (60.3%) で最も多く、次いで「支援継続中」が 23 人 (39.7%) となり、「就労」にいたった人の該当者はいなかった。「少しできた」との回答では、「支援継続中」が 31 人 (43.1%) と最も多く、次いで「就労」

が 25 人 (34.7 人)、「中止」が 16 人 (22.2 人) と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が 24 人 (51.1%) と最も多く、次いで「支援継続中」が 16 人 (34.0%)、「中止」が 7 人 (14.9%) と続いている。「できた」との回答では、「就労」が 30 人 (69.8%) と最も多く、次いで「支援継続中」が 10 人 (23.3%)、「中止」が 3 人 (7%) と続いている。

このようにみると、「ある程度できた」「できた」との回答では、「就労」にいたった人の比率が高くなり、対照的に「できない」「少しできた」との回答では、「支援継続中」「中止」の人の比率が高くなっていることがわかる。

表 14. 「『就労すること』について積極的に考えるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況				計
		就労	支援継続中	中止		
「就労すること」について積極的に考える	できない	0	23 (39.7)	35 (60.3)	58 (100.0)	
	少しできた	25 (34.7)	31 (43.1)	16 (22.2)	72 (100.0)	

るようになった。	ある程度できた	24 (51.1)	16 (34.0)	7 (14.9)	47 (100.0)
	できた	30 (69.8)	10 (23.3)	3 (7.0)	43 (100.0)
	調査不能	3 (13.0)	6 (26.1)	14 (60.9)	23 (100.0)
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)

(2) 「これまでの職歴を振り返ることができた」では、全体で「少しできた」が90人(37.0%)と最も多く、次いで「ある程度できた」が67人(27.6%)、以下「できない」が39人(16.0%)、「できた」が31人(12.8%)と続いている。

「できない」との回答では、「支援継続中」が20人(51.3%)と最も多く、次いで「中止」が19人(48.7%)となり、「就労」にいたった人の該当者はいなかった。「少しできた」との回答では、「支援継続中」が32人(35.6%)と最も多く、次いで「中止」が30人(33.3%)、「少しできた」が28人(31.1%)と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」

が32人(47.8%)と最も多く、「支援継続中」が19人(28.4%)、「中止」が16人(23.9%)と続いている。「できた」との回答では、「就労」は17人(54.8%)と最も多く、次いで「支援継続中」が10人(32.3%)、「中止」が4人(12.9%)と続いている。

このようにみると、先の課題項目(『就労すること』について積極的に考えるようになった)と同様に、「ある程度できた」「できた」との回答では、「就労」にいたった人の比率が高くなり、対照的に「できない」「少しできた」との回答では、「支援継続中」「中止」の人の比率が高くなっていることがわかる。

表 15. 「これまでの職歴を振り返ることができた」×課題改善状況

		課題改善状況				計
		就労	支援継続中	中止		
これまでの職歴を振り返ることができた。	できない	0	20 (51.3)	19 (48.7)	39 (100.0)	
	少しできた	28 (31.1)	32 (35.6)	30 (33.3)	90 (100.0)	
	ある程度できた	32 (47.8)	19 (28.4)	16 (23.9)	67 (100.0)	
	できた	17 (54.8)	10 (32.3)	4 (12.9)	31 (100.0)	
	調査不能	5 (31.3)	5 (31.3)	6 (37.5)	16 (100.0)	
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)	

(3) 「決まった時間に来所・面接できるようになった」では、全体で「少しできた」が78人(32.1%)と最も多く、次いで「で

できない」が68人(28.0%)、「ある程度できた」が39人(16.0%)、「できた」が33人(13.6%)と続いている。

「できない」との回答では、「支援継続中」が33人(48.5%)と最も多く、次いで「中止」が25人(36.8%)、「就労」が10人(14.7%)と続いている。「少しできた」との回答では、「就労」が32人(41.0%)と最も多く、次いで「中止」が25人(32.1%)、「支援継続中」が21人(26.9%)と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が16人(41%)と最も多く、「支援継続中」が13人(33.3%)、「中止」が10人(25.6%)

と続いている。「できた」との回答では、「就労」が21人(63.6%)と最も多く、「支援継続中」が10人(30.3%)、「中止」が2人(6.1%)と続いている。

このようにみると、「できた」「ある程度できた」「少しできた」との回答では、「就労」にいたった人の比率が最も高くなっているが、対照的に「できない」との回答では「就労」にいたった人の比率が最も低くなっていることがわかる。

表 16. 「決まった時間に来所・面接できるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況					
		就労	支援継続中	中止	計		
決まった時間に 来所・面接できるよう になった。	できない	10 (14.7)	33 (48.5)	25 (36.8)	68	(100.0)	
	少しできた	32 (41.0)	21 (26.9)	25 (32.1)	78	(100.0)	
	ある程度できた	16 (41.0)	13 (33.3)	10 (25.6)	39	(100.0)	
	できた	21 (63.6)	10 (30.3)	2 (6.1)	33	(100.0)	
	調査不能	3 (12.0)	9 (36.0)	13 (52.0)	25	(100.0)	
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243	(100.0)	

(4) 「就労についての自分の考えを言えるようになった」では、全体で「少しできた」が84人(34.6%)で最も多く、次いで「ある程度できた」が51人(21.0%)、「できない」が48人(19.8%)、「できた」が37人(15.2%)と続いている。

「できない」との回答では、「中止」が26人(54.2%)と最も多く、「支援継続中」が21人(43.8%)、「就労」が1人(2.1%)と続いている。「少しできた」との回答では、「就労」が33人(39.3%)と最も多く、次

いで「支援継続中」が29人(34.5%)、「中止」が22人(26.2%)と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が19人(37.3%)、「支援継続中」が18人(35.3%)となりほぼ同数で最も高く、次いで「中止」が14人(27.5%)と続いている。

「できた」との回答では、「就労」が25人(67.6%)と最も多く、次いで「支援継続中」が10人(27.0%)、「中止」が2人(5.4%)と続いている。

このようにみると、「できた」「ある程度

できた」「少しできた」との回答では「就労」にいたった人の比率が最も高く、対照的に「できない」との回答では「就労」にいた

った人の比率が最も低くなり「中止」にいたった人の比率が最も高くなっていることがわかる。

表 17. 「就労についての自分の考えを言えるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況				
		就労	支援継続中	中止	計	
就労についての自分の考えを言えるようになった。	できない	1 (2.1)	21 (43.8)	26 (54.2)	48 (100.0)	
	少しできた	33 (39.3)	29 (34.5)	22 (26.2)	84 (100.0)	
	ある程度できた	19 (37.3)	18 (35.3)	14 (27.5)	51 (100.0)	
	できた	25 (67.6)	10 (27.0)	2 (5.4)	37 (100.0)	
	調査不能	4 (17.4)	8 (34.8)	11 (47.8)	23 (100.0)	
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)	

(5) 『「就労すること」について具体的なイメージを持つことができるようになった』では、全体で「少しできた」が 70 人 (28.8%) と最も多く、次いで「できない」が 61 人 (25.1%) と最も多く、「ある程度できた」が 42 人 (17.3%)、「できた」が 40 人 (16.5%) と続いている。

「できない」との回答では、「中止」が 34 人 (55.7%) と最も多く、次いで「支援継続中」が 27 人 (44.3%) となり、「就労」にいたった人の該当者はいなかった。「少しできた」との回答では、「就労」が 32 人 (45.7%) と最も多く、次いで「支援継続中」が 23 人 (32.9%)、「中止」が 15 人 (21.4%) と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」

が 19 人 (42.9%) と最も多く、「支援継続中」が 14 人 (33.3%)、「中止」が 10 人 (23.8%) と続いている。「できた」との回答では、「就労」が 28 人 (70.0%) と最も多く、「支援継続中」が 10 人 (25.0%)、「中止」が 2 人 (5.0%) と続いている。

このようにみると、先の課題項目（「就労についての自分の考えを言えるようになった」）と同様に、「できた」「ある程度できた」「少しできた」との回答では「就労」にいたった人の比率が最も高く、対照的に「できない」との回答では「就労」にいたった人の比率が最も低くなり「中止」にいたった人の比率が最も高くなっていることがわかる。

表 18. 「『就労すること』について具体的なイメージを持つことができるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況				計	
		就労	支援継続中	中止			
「就労すること」について具体的なイメージを持つことができるようになった。	できない	0	27 (44.3)	34 (55.7)	61 (100.0)		
	少しできた	32 (45.7)	23 (32.9)	15 (21.4)	70 (100.0)		
	ある程度できた	18 (42.9)	14 (33.3)	10 (23.8)	42 (100.0)		
	できた	28 (70.0)	10 (25.0)	2 (5.0)	40 (100.0)		
	調査不能	4 (13.3)	12 (40.0)	14 (46.7)	30 (100.0)		
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)		

(6) 「就労支援相談員との面接が継続的にできるようになった」では、全体で「できない」が 88 人 (36.2%) で最も多く、次いで「少しできた」が 58 人 (23.9%)、「ある程度できた」が 42 人 (17.3%)、「できた」が 19 人 (7.8%) と続いている。

「できない」との回答では、「支援継続中」が 37 人 (42.0%) と最も多く、「中止」が 33 人 (37.5%)、「就労」が 18 人 (20.5%) と続いている。「少しできた」との回答では、「就労」が 26 人 (44.8%) と最も多く、次いで「中止」が 19 人 (32.8%)、「支援継続中」が 13 人 (22.4%) と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が 20 人 (47.6%) と最も多く、次いで「支援継続中」が 16 人 (38.1%)、「中止」が 6

人 (14.3%) と続いている。「できた」との回答では、「就労」が 13 人 (68.4%) で最も多く、次いで「支援継続中」が 6 人 (31.6%)、「中止」にいたった人の該当者はいなかった。

このようにみると、「できた」「ある程度できた」「少しできた」との回答では、「就労」にいたった人の比率が最も高くなっていくが、対照的に「できない」との回答では「就労」にいたった人の比率が最も低くなっていることがわかる。なお、「できない」との回答では「就労」にいたった人数は、これまでの多くの課題項目よりも多くなっていることも特徴的である。

表 19. 「就労支援相談員との面接が継続的にできるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況				計	
		就労	支援継続中	中止			
就労支援相談員との面接が継続的にできるようになった。	できない	18 (20.5)	37 (42.0)	33 (37.5)	88 (100.0)		
	少しできた	26 (44.8)	13 (22.4)	19 (32.8)	58 (100.0)		
	ある程度できた	20 (47.6)	16 (38.1)	6 (14.3)	42 (100.0)		
	できた	13 (68.4)	6 (31.6)	0	19 (100.0)		

調査不能	5 (13.9)	14 (38.9)	17 (47.2)	36 (100.0)
計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)

2.14.3.2 求職活動に必要なスキルに関わる項目

(1) 「正しく履歴書が書けるようになった」では、全体で「できない」が68人(28.0%)で最も多く、次に「できた」が45人(18.5%)、以下「少しできた」が40人(16.5%)、「ある程度できた」が33人(13.6%)と続いている。

「できない」との回答では、「中止」が30人(44.1%)、「支援継続中」が29人(42.6%)となりほぼ同数で最も多く、次いで「就労」が9人(13.2%)と続いている。

「少しできた」との回答では、「就労」が26人(65.0%)で最も多く、次に「支援継続中」が11人(27.5%)、「中止」が3人(7.5%)

と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「中止」が13人(39.4%)、「支援継続中」が12人(36.4%)となりほぼ同数で最も多く、次いで「就労」が8人(24.2%)と続いている。

「できた」との回答では、「就労」が27人(60.0%)で最も多く、次いで「支援継続中」が12人(26.7%)、「中止」が6人(13.3%)と続いている。

このようにみると、全体で最も多い「できない」との回答では「就労」にいたった人数が最も少なくなっているのに対し、「できた」との回答では「就労」にいたった人数が最も多くなっていることがわかる。

表 20. 「正しく履歴書が書けるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況			計
		就労	支援継続中	中止	
正しく履歴書が書けるようになった。	できない	9 (13.2)	29 (42.6)	30 (44.1)	68 (100.0)
	少しできた	26 (65.0)	11 (27.5)	3 (7.5)	40 (100.0)
	ある程度できた	8 (24.2)	12 (36.4)	13 (39.4)	33 (100.0)
	できた	27 (60.0)	12 (26.7)	6 (13.3)	45 (100.0)
	調査不能	12 (21.1)	22 (38.6)	23 (40.4)	57 (100.0)
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)

(2) 「ハローワークでの求職活動(情報収集)を行うようになった」では、全体で「できない」が66人(27.2%)で最も多く、次い

で「ある程度できた」が34人(14.0%)、以下「少しできた」が29人(11.9%)、「できた」が23人(9.5%)と続いている。

「できない」との回答では、「中止」が 28 人 (42.4%)、「支援継続中」が 26 人 (39.4%) となりほぼ同数で最も多く、次いで「就労」が 12 人 (18.2%) と続いている。

「少しできた」との回答では、「支援継続中」が 16 人 (55.2%) で最も多く、次いで「就労」が 7 人 (24.1%)、「中止」が 6 人 (20.7%) と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が 20 人 (58.8%) で最も多く、次いで「支援継続中」が 10 人 (29.4%)、「中止」が 4

人 (11.8%) と続いている。

「できた」との回答では、「就労」が 16 人 (69.6%) で最も多く、次いで「支援継続中」が 6 人 (26.1%)、「中止」が 1 人 (4.3%) と続いている。

このようにみると、「できない」「少しできた」との回答では「中止」「支援継続中」の人の占める割合は比較的高くなるが、対照的に「ある程度できた」「できた」との回答では「就労」にいたった人の占める割合が比較的高くなっていることがわかる。

表 21. 「ハローワークでの求職活動を行うようになった」×課題改善状況

		課題改善状況					
		就労	支援継続中	中止	計		
ハローワークでの求職活動を行うようになった。	できない	12 (18.2)	26 (39.4)	28 (42.4)	66	(100.0)	
	少しできた	7 (24.1)	16 (55.2)	6 (20.7)	29	(100.0)	
	ある程度できた	20 (58.8)	10 (29.4)	4 (11.8)	34	(100.0)	
	できた	16 (69.6)	6 (26.1)	1 (4.3)	23	(100.0)	
	調査不能	27 (29.7)	28 (30.8)	36 (39.6)	91	(100.0)	
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243	(100.0)	

(3)「就労希望先とアポイントメントが取れるようになった」では、全体で「できた」が 39 人 (16.0%) で最も多く、次いで「できない」と「少しできた」がともに 27 人 (11.1%)、「ある程度できた」が 21 人 (8.6%) と続いている。

「できない」との回答では、「支援継続中」が 18 人 (67.7%) で最も多く、次いで「中止」が 9 人 (33.3%) となり、「就労」にいたった人は該当者がいなかった。

「少しできた」との回答では、「就労」が 13 人 (48.1%) で最も多く、次いで「支援継続中」が 8 人 (29.6%)、「中止」が 6 人 (22.2%) と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が 10 人 (47.6%)、「支援継続中」が 9 人 (42.9%) とほぼ同数となり最も多く、次いで「中止」が 2 人 (9.5%) と続いている。

「できた」との回答では、「就労」が 31 人 (79.5%) で最も多く、次いで「支援継続

中」が8人(20.5%)となり、「中止」にいたった人の該当者はいなかった。

このようにみると、「少しできた」「ある程度できた」「できた」との回答では、「就労」にいたった人の占める割合が最も高く

なっていることがわかる。このなかでも、全体で最も人数の多い「できた」との回答では、「就労」にいたった人が多数を占めている。

表 22. 「就労希望先とアポイントメントが取れるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況				計	
		就労	支援継続中	中止			
就労希望先とアポイントメントが取れるようになった。	できない	0	18 (66.7)	9 (33.3)	27	(100.0)	
	少しできた	13 (48.1)	8 (29.6)	6 (22.2)	27	(100.0)	
	ある程度できた	10 (47.6)	9 (42.9)	2 (9.5)	21	(100.0)	
	できた	31 (79.5)	8 (20.5)	0	39	(100.0)	
	調査不能	28 (21.7)	43 (33.3)	58 (45.0)	129	(100.0)	
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243	(100.0)	

(4)「企業との面接が行えるようになった」では、全体で「できた」が39人(16.0%)で最も多く、次いで「できない」と「少しできた」が28人(11.5%)、「ある程度できた」が20人(8.2%)と続いている。

「できない」との回答では、「支援継続中」が18人(64.3%)で最も多く、次いで「中止」が9人(32.1%)、「就労」が1人(3.6%)と続いている。

「少しできた」との回答では、「就労」が13人(46.4%)で最も多く、次いで「支援継続中」が9人(32.1%)、「中止」が6人(21.4%)と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が11人(55.0%)で最も多く、次いで「支

援継続中」が7人(35.0%)、「中止」が2人(10.0%)と続いている。

「できた」との回答では、「就労」が30人(76.9%)で最も多く、次いで「支援継続中」が9人(23.1%)となり、「中止」にいたった人の該当者はいなかった。

このようにみると、先の改善項目と同様のことを指摘することができる。まず、「少しできた」「ある程度できた」「できた」との回答では、「就労」にいたった人の占める割合が最も高くなっていることがわかる。また、全体で最も人数の多い「できた」との回答では、「就労」にいたった人が多数を占めている。

表 23. 「企業との面接が行えるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況				
		就労	支援継続中	中止	計	
企業との面接が行えるようになった。	できない	1 (3.6)	18 (64.3)	9 (32.1)	28 (100.0)	
	少しできた	13 (46.4)	9 (32.1)	6 (21.4)	28 (100.0)	
	ある程度できた	11 (55.0)	7 (35.0)	2 (10.0)	20 (100.0)	
	できた	30 (76.9)	9 (23.1)	0	39 (100.0)	
	調査不能	27 (21.1)	43 (33.6)	58 (45.3)	128 (100.0)	
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)	

(5)「適切な身なりで面接に望めるようになった」では、全体で「できない」「ある程度できた」「できた」がそれぞれ30人(12.3%)で最も多く、次いで「少しできた」が24人(9.9%)と続いている。

「できない」との回答では、「支援継続中」が16人(53.3%)で最も多く、次いで「中止」が11人(36.7%)、「就労」が3人(10.0%)と続いている。

「少しできた」との回答では、「就労」が11人(45.8%)で最も多く、次いで「中止」が9人(37.5%)、「中止」が4人(16.7%)と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が19人(63.3%)で最も多く、次いで「支援継続中」が10人(33.3%)、「中止」が1人(3.3%)と続いている。

「できた」との回答では、「就労」が22人(73.3%)でも最も多く、次いで「支援継続中」が8人(26.7%)となり、「中止」にいたった人の該当者はいなかった。

このようにみると、先の改善項目と同様に、「少しできた」「ある程度できた」「できた」との回答では「就労」にいたった人の占める割合が最も高くなっていることがわかる。

表 24. 「適切な身なりで面接に望めるようになった」×課題改善状況

		課題改善状況				
		就労	支援継続中	中止	計	
適切な身なりで面接に望めるようになった。	できない	3 (10.0)	16 (53.3)	11 (36.7)	30 (100.0)	
	少しできた	11 (45.8)	9 (37.5)	4 (16.7)	24 (100.0)	
	ある程度できた	19 (63.3)	10 (33.3)	1 (3.3)	30 (100.0)	
	できた	22 (73.3)	8 (26.7)	0	30 (100.0)	
	調査不能	27 (20.9)	43 (33.3)	59 (45.7)	129 (100.0)	
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)	

(6)「面接の技術が向上した」では、全体で「できない」が38人(15.6%)で最も多く、

次いで「少しできた」が27人(11.1%)、以下「ある程度できた」が26人(10.7%)、「できた」が23人(9.5%)と続いている。

「できない」との回答では、「支援継続中」が20人(52.6%)で最も多く、次いで「中止」が13人(34.2%)、「就労」が5人(13.2%)と続いている。

「少しできた」との回答では、「就労」が14人(51.9%)で最も多く、次いで「支援継続中」が10人(37.0%)、「中止」が3人(11.1%)と続いている。

「ある程度できた」との回答では、「就労」が17人(65.4%)で最も多く、次いで「支援継続中」が8人(30.8%)、「中止」が1人

(3.8%)と続いている。

「できた」との回答では、「就労」が18人(78.3%)で最も多く、次いで「支援継続中」が5人(21.7%)となり、「中止」にいたった人の該当者はいなかった。

このようにみると、求職活動に必要なスキルに関わる他の改善項目と同様に、「少しできた」「ある程度できた」「できた」との回答では「就労」にいたった人の占める割合が最も高くなっていることがわかる。この一方、他の改善項目と異なる点としては、全体で「できない」との回答が最も高いことを挙げることができる。

表 25. 「面接の技術が向上した」×課題改善状況

		課題改善状況			計
		就労	支援継続中	中止	
面接の技術が向上した。	できない	5 (13.2)	20 (52.6)	13 (34.2)	38 (100.0)
	少しできた	14 (51.9)	10 (37.0)	3 (11.1)	27 (100.0)
	ある程度できた	17 (65.4)	8 (30.8)	1 (3.8)	26 (100.0)
	できた	18 (78.3)	5 (21.7)	0	23 (100.0)
	調査不能	28 (21.7)	43 (33.3)	58 (45.0)	129 (100.0)
	計	82 (33.7)	86 (35.4)	75 (30.9)	243 (100.0)

2.14.3.3 就労支援相談員による援助の点検

就労支援相談員による援助の点検に関する項目の回答は、平成19年度と同様に欠損値が多かった。このため、関連する項目を一括して表14に示した。全体で度数(人数)が高い項目は、「履歴書の書き方を支援」、「支援対象者の希望を聴取」、「求職状況の振り返り」、「これまでの職歴の振り返り」、「技能習得に関する情報提供」となっている。この一方、度数(人数)が低い項目は、「新たな課題を発見」、「『就労』に対する準備」、「面接の受け方を支援」、「ハローワー

クに同行」となっている。

具体的な支援ができた支援対象者のなかで「就労に至ったもの」の度数(人数)が高い項目は、「履歴書の書き方を支援」「求職状況の振り返り」「支援対象者の希望を聴取」などが該当する。この一方、「就労に至ったもの」の比率が高い項目は、「求職情報の提供」「面接の受け方を支援」「履歴書の書き方を支援」などが該当する。

なお、具体的な支援ができた支援対象者のなかで「中止に至ったもの」の度数は、どの項目についても一桁台にとどまっている。

表 26. 具体的な支援が「できた」人の比率、および「就労」「中止」率

支援内容	「できた」ものの 度数(%)	うち就労に至った ものの度数(%) ¹⁾	うち中止に至った ものの度数(%) ²⁾
これまでの職歴の振り返り	31 (14.0)	15 (50.0)	2 (6.7)
支援対象者の希望を聴取	34 (15.5)	16 (48.5)	2 (6.1)
履歴書の書き方を支援	37 (21.0)	22 (59.5)	5 (13.5)
求職情報の提供	14 (8.9)	10 (76.9)	1 (7.7)
面接の受け方を支援	3 (2.2)	2 (66.7)	1 (33.3)
ハローワークに同行	3 (3.2)	1 (33.3)	1 (33.3)
求職活動の報告を求めた	26 (19.3)	14 (56.0)	1 (4.0)
求職状況の振り返り	32 (22.9)	17 (54.8)	1 (3.2)
技能修得に関する情報提供	29 (25.2)	11 (37.9)	8 (27.6)
新たな課題を発見	8 (9.6)	2 (28.6)	2 (28.6)
「就労」に対する準備	8 (9.9)	4 (50.0)	1 (12.5)

注1), 2): 具体的な支援が「できた」対象者の内訳を「就労」「支援継続中」「中止」の3群にわけたときの、就労および中止の度数および%を示している。

2.14.3.4 全体のまとめ

第一に、就労意欲などの形成に関わる支援対象者個人の変化については、いずれの項目でも共通して「少しできた」が最も多く、次いで「できない」ないし「少しできない」が続き、「できた」との回答は最も少なくなっている。また、いずれの項目においても「できない」との回答では「就労」

にいたった人の占める割合が最も低く、「できた」との回答では「中止」にいたった人の占める割合が最も低い。

第二に、求職活動に必要なスキルに関わる項目については、全体で「できない」との回答が最も多い項目もあれば「できる」との回答が最も多い項目もあり、一様ではない。この一方、「できない」との回答のな

かでは、「支援継続中」の人の占める割合が比較的に高く、「就労」にいたった人の占める割合は比較的に低いことは概ね共通している。また「できた」との回答のなかでは、「就労」にいたった人の占める割合が最も高くなることは全ての項目で共通している。この結果を踏まえると、「できない」との回答を減らすためには、「支援継続中」の人のスキルを向上させることが求められることを改めて確認できるかもしれない。

ただし、この調査は支援相談員の印象に基づいた回答となっているため、調査結果の解釈には一定の留意が求められるように思われる。たとえば、仮に同じスキルを同じ程度獲得していたとしても、「就労」にいたったために「できた」（ある程度できた）と判断する（印象を抱く）場合や、逆に、就労にいたらないために「できない」と判断する（印象を抱く）場合も想定しうる。

このように、この調査結果から、「支援継続中」の人のスキルが向上すれば「就労」につながる、という見解を直ちに導くことはできない。スキルの向上と「就労」にいたる結果との相関を明らかにするためには、別の調査を要するものと思われる。なお、これと同様のことは、先の就労意欲の調査結果を読み取る際にも当てはまる。

2.14.3.5 今後の展望

最後に今後の展望として、この度の調査結果を踏まえて自立支援プログラムの評価をさらに進めるための課題について指摘しておきたい。

まず、自立支援プログラムの効果をより一層明確にするためには、プログラム導入前の利用者就労意欲やスキルと、本プログラム導入後の就労意欲やスキルを比較することが求められる。

次に、本プログラムにおいて就労意欲やスキルの向上を促すことの意義を改めて検討するために、「就労」にいたる結果に影響する要因として、利用者の世帯類型や教育歴、職歴、当該地域の経済・雇用状況について考慮することが求められる。

さらに、本プログラムの評価としては、「就労」にいたる結果だけでなく、「就労」に向かって努力する（働きかける）「過程」に関する評価、あるいは、この「過程」が生活保護の利用（の継続）に与える影響などについても考慮することが求められる。

この他に、「就労」にいたった後の利用者の状況やその後の支援態勢についての観点を調査に組み込むことで、本プログラムの意義や役割、課題についての検討をさらに進めることができるように思われる。

付記：執筆分担は以下のとおりである。

1. 岡部、2.1 鈴木、2.2～2.4 遠藤、2.5～2.6 西村、2.7～2.8 遠藤、2.9 鈴木、2.10 遠藤、2.11～2.13 西村、2.14 野田

平成 21 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究
分担研究報告書

5. 生活保護における自立支援プログラム実践の一例
—P 自治体の取り組みから（再掲）

岡部卓・副田あけみ・矢嶋里絵・稲葉昭英・和気純子・堀江孝司・榎野葉月・堅田香緒里

研究要旨：

生活保護において、2004 年度より、生活保護制度の運営実施機関が組織的に生活保護受給世帯の自立を支援する制度に転換することを目的とする自立支援プログラムが導入されることとなった。

自立支援プログラムは、実際には各自治体においてどのような形で取り組まれているのか。本研究では、これを明らかにするための一つの足がかりとして、全国に先駆けて首都大学東京と官学連携し自立支援プログラムの策定とその評価事業に取り組んだ P 自治体の各種プログラムの概要、評価結果と課題を明らかにする。

A. 研究目的

生活保護を受給している有子世帯は、生活困窮を基底として生活諸場面でどのような生活課題をかかえているのか、また、そこでどのような援助・支援方策（ソーシャルワーク実践および政策）を展開していったらよいのか、について理論的・実証的に明らかにする必要がある。そして、このことを通して生活保護受給有子世帯の現在の生活再建を行なうだけでなく、将来にわたり貧困が世代間継承（再生産）されることを防止することにつながってくる。

生活保護の実践に関する近年の大きな変化として、自立支援プログラムの導入を挙げることができる。これは、①被保護世帯の抱える問題の複雑化・多様化、②保護受給期間の長期化、③被保護世帯数の増加、といった状況をふまえて、「経済的給付を中心とする現在

の生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換すること」を目的として導入されたものである（「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」（厚生労働省社会・援護局通知（社援発第 0331003 号））。

では一体ここでいう「自立」とは何か。指針によれば、プログラムのいう「自立」には、就労による経済的自立＝「就労自立」のみならず、日常生活において自立した生活を送ること＝「日常生活自立」、地域社会の一員として充実した生活を送ること＝「社会生活自立」も含まれるとされている。しかし注意しなければならないのは、プログラムの運用にあたっては、「生活保護受給者就労支援事業」（公共職業安定所と実施機関との連携により被保護者の就労支援を行うもの）の実施に「早急かつ優先的に取り組むこと」が明記されている点である。ここから、プログラムが志向する「自立」は、「就労自立」に不均衡に傾きかねないことが読み取れる。

「就労自立」と同一視された「自立」を志向するこうした傾向は、近年の日本の福祉改革の一つの特徴であるといえよう。たとえば、野宿者対策としての「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（いわゆる「ホームレス自立支援法」）や、フリーター／ニート対策としての「若者自立塾」なども同じ系譜に位置付けることができる。「就労自立」を強調するこれらの政策は、近年の先進福祉資本主義諸国間に共通している動向—ワークフェア—に連なるものとひとまず整理できる。

こうした一般的動向に対して、かならずしも「就労自立」に限られない自立のあり様を支援していこうという個別プログラムを展開している自治体の実践を指摘することもできる。なかでも先駆的な個別プログラムを展開していると全国的にも評価されているのが、P自治体の取り組みである。そこで本研究では、P自治体の実践に注目し、具体的には、P自治体の「自立支援プログラム評価表」を基に調査を行う。こうした作業を通して、生活保護有子世帯への養育・教育・就労支援の実態を把握し、今後のよりより支援のための基礎を提出することが本研究の目的となる。

B. 研究方法

P自治体の協力を得て、生活保護における自立支援プログラム評価表（以下、評価表）に基づく調査を行った。この評価表は、昨年度P自治体と首都大学東京とが協同で作成したものであり、P自治体で取り組まれている自立支援プログラムの個別プログラムへのワーカーの取り組みを評価するためのものである。なお、評価表は『P自治体 自立支援プログラム実施の手引き』に収録されている。ここで注意しておきたいのは、評価表は、本来、ケースワーカーが自らのプログラムの実施遂行状況やソーシャルワークについて反省・評価するために作成されたものであり、勤務評定とは異なるということである。

さて、本調査では、評価表に基づいた評価結果データ（実施されたプログラムに関する評価表のみ）をP自治体から預かり、そのデータを分析・解釈する。また、これらの分析・

解釈を通して、よりよいプログラムの実施のために必要な方策を示すことを目指す。なお、今回取り扱う評価表への記入が行われた期間は、平成 19 年 7 月 1 日～平成 19 年 10 月 31 日である。以下に、16 のプログラムを列挙する。

※ 16 のプログラム

- (1) 高校進学支援プログラム
- (2) 不登校児支援プログラム
- (3) ひきこもり改善支援プログラム
- (4) 若年者社会生活支援プログラム
- (5) 精神障がい者在宅生活支援プログラム
- (6) 精神科等受診支援プログラム
- (7) 精神障がい者退院支援プログラム
- (8) 在宅要介護（支援）高齢者等支援プログラム
- (9) 介護サービス利用支援プログラム
- (10) 人工透析患者支援プログラム
- (11) 居宅生活移行支援プログラム
- (12) 住宅情報提供支援プログラム
- (13) 成年後見制度利用支援プログラム
- (14) 多重債務解消支援プログラム
- (15) 就労支援プログラム
- (16) 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム

C. 研究結果・考察・結論

1 ひきこもり改善支援プログラム

1.1 プログラムの概要

当プログラムは、ひきこもり状態にある被保護者が、適切な治療または社会的適応能力を回復、維持できるように、当事者、家族、関係機関との連携を図りながら支援を提供していくものである。プログラム対象者が単身世帯である場合と、家族と同居している世帯である場合とでは当然ながら介入方策が異なる。単身世帯である場合には、訪問、電話、手紙等の方法を通して対象者との関係性を構築する。対象者と面接し生活状況等を把握できた段階で、健康福祉センターの保健師と連携し、病院の受診や健康福祉センターにある対策メニュー等から対象者に適した支援策を検討し提供していくことになる。

家族と同居している世帯であれば、家族への働きかけが重要になる。家族の関わりがひきこもり状態の維持や改善に大きく影響することもあるため、対象者の生活状況だけではなく、家族の一人一人の対象者に対する態度や接し方等について聴取し、家族との関係構築にも尽力する。関係機関と連携した支援についても家族の合意の下で進められる。

1.2 課題項目の概要

自己点検の課題項目は、ひきこもり状態にある対象者との関係、家族との関係、関係機関との関係に関して設定されている。ひきこもり状態にある対象者と支援関係を築いていくことの難しさを踏まえ、課題項目は「声かけに応じる」「会話ができる」等スモールステップでの評価ができるように設定されている。

1.3 集計結果（自己点検の結果のまとめ）

平成19年の自己点検評価表の提出があったケースは1事例のみであった。支援開始時は平成19年の8月であり、自己点検実施は9月末であるため、ほぼ1ヶ月間の支援である。家族同居世帯の事例であり支援は継続中である。ひきこもり状態にある本人との関係性の構築には苦慮しているが、家族との面接により生活状況の把握や支援関係の構築に向けての働きかけが行われている。健康福祉センターとの連携も始まっており、複合的な問題を見据えた支援が行われる予定となっているとのことである。

1.4 今後の展望

「ひきこもり状態」と一口にいても、当事者や家族の年代や抱えている困難によって支援の方策やあり方は異なる。単一機関による支援ではなく連携しつつ多様な支援策を提供できることが状態の改善への重要な糸口になるかもしれない。

2 不登校児支援プログラム

2.1 プログラムの概要

当プログラムは、被保護世帯に義務教育の不登校状態の子どもがいる場合に実施される、子ども本人と保護者を対象とするプログラムである。担当CWは子どもや家族の状況を把握し、子どもや保護者の同意を得た上で学校に連絡し、情報を共有し連携を図る。また家庭の状況を把握した結果、児童虐待や育児放棄等親の不適切な養育状況が明らかになった場合には、速やかに子ども家庭支援センター（緊急時には児童相談所、警察）と連携する。関係機関としてはフレンドセンター（相談、コンサルテーション、適応指導教室）やスクールカウンセラー、教育相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所が挙げられる。担当CWは保護者にこれらの機関について紹介し利用を促したり、学校や関係機関からの働きかけや協力を要請したり、必要なら同行訪問を行うなど、共通理解に基づく支援を展開していく。これらにより、子どもの不登校状態の解消や、社会的適応能力の向上を図るプ

プログラムである。

2.2 課題項目の概要

支援対象者については、「子どもの表情が明るくなった」「子どもがあいさつ等声かけに応じるようになった」等子どもの変化に関する項目と、「保護者が子どもに対する思いを話すようになった」「保護者が関係機関につながるようになった」等保護者の変化に関する項目が含まれている。援助の点検項目では、子ども、保護者に対する働きかけに加えて、通学先や関係機関への働きかけに関する項目も設けられている。

2.3 集計結果

3事例の回収が得られたが、課題改善項目については全て未評価であった。支援開始日は5月、7月、8月であり、点検日までは数ヶ月しか経過していなかった。全事例とも支援継続中であり、十分な評価が行えなかったのかもしれない。

2.4 今後の展望

不登校児の支援においては、子どもへの支援および家族への支援が必要不可欠である。福祉事務所のワーカーとして、不登校の子どもと直接的な援助関係を構築するのは困難かもしれないが、学校の教員やスクールカウンセラーとは異なる援助規範に基づく支援を提供できれば、新たな解決の糸口になるかもしれない。平成20年度より予算化されたスクールソーシャルワーカー事業との連携も今後は重要になるであろう。

3 若年者社会生活支援プログラム

3.1 プログラムの概要

義務教育終了後、就労や修学をしていない概ね20歳代の若年の保護者を対象としたプログラムである。対象者に対して適性を検討し、進学、就職、職業訓練の受講等に結びつけ、支援対象者の経済的、社会的自立を促すことを目的としている。対象者の年代や希望にあわせて、高校進学支援や就労支援といった他の支援プログラムの適用や、職業訓練校入校時技能習得費の支給について検討する。希望が不明瞭な場合には、関係機関を活用して適性を検討したり、精神面での問題への対応必要性を検討したりし、定期的な面接により継続的な支援の提供を心がける。主な連携先としては福祉事務所の就労支援相談員、保健師、東京しごとセンターなどが挙げられる。

3.2 課題項目の概要

支援対象者の課題改善項目には、「面接ができるようになった」「支援対象者／家族の表情が明るくなった」「具体的な行動を決めることができるようになった」等支援対象者および家族との関係構築の指標になるものと、「他のプログラムにつながった」「東京しごとセン

ターにつながった」等他のプログラムや関係機関との連携という介入の進展度に関連する項目がある。また CW による援助の点検項目は状況の聴取、支援方針の検討等、段階的な支援が把握できる内容となっている。

3.3 集計結果

平成 19 年度の 9 月時点での点検票は 1 事例のみであった。5 月に介入を開始し、9 月の調査時点では支援継続中であった。

CW は支援対象者と CW と面接を行い、生活状況を把握し、本人と不安や悩みを分かち合い、考えをまとめて具体的行動に移すこともでき、いったんは就労支援プログラムへとつなげることができた。また家族との関係も築くことができた。その結果、就労支援プログラムによって就労を開始することができたが辞めてしまい、再度支援を行なう段階であった。

3.4 今後の展望

若年者の社会生活支援は重要な課題であるが、プログラムへの参加に結びつけること自体が一つの課題であると思われる。支援の提供に際しては、単純に「就労や就学に結び付ける」ことを目的とするだけでなく、度々の困難や失敗に直面しつつ、安定した人間関係に支えられて乗り越えていく体験を重ねられるような、息の長い支援が求められる。今後、事例を蓄積していく中で、生活状況や課題の把握、悩みの共有に加えてさらにどのような援助が若年者の社会生活支援に求められるのか明らかにしていく必要がある。

4 精神障がい者在宅生活支援プログラム

4.1 プログラムの概要

精神障がいにより、日常生活上の様々なことに困難を感じるものの、対人関係を築くのが難しく、適切な相談機関へ援助を求めることが難しいものも少なくない。本プログラムでは、精神障がいのある在宅の被保護者に対し、精神科医療機関等と連携をはかりながら、日常生活における個別課題に応じて医療、制度、福祉サービスが利用できるよう支援していくことにより、日常生活自立及び社会参加を促すことを目的としている。

4.2 課題項目の概要

支援対象者の課題改善項目は、サービスの利用に関するもの、「生活にリズムができた」「服装が清潔になった」等日常生活の身辺自立に関するもの、「人との交流が増えた」「将来について話すようになった」等社会参加や安定した生活に関連するものが含まれている。援助の点検項目は、状況の聴取やサポート資源の把握、サービスの利用促進に関する項目となっている。

4.3 集計結果（自己点検の結果のまとめ）

標本数は25であり、うち介入開始から自己点検実施日まで1ヶ月も経過しておらず「支援継続中」と評価された1例は、課題改善（到達）項目全てについて未評価であった。また「改善」と報告された1事例に関しては、ほぼ全ての項目で「できた」あるいは「ある程度できた」と評価されていた。23例は「確認（現状維持）」という状態であった。

この23事例の評価について概要を表4.1に示す。支援対象者の課題改善度について最も高く評価されていたのが「安定した生活が維持できている」（「できた」が13例、「ある程度できた」が8例）であり、ついで「関係機関とつながり相談先が増えた」（「できた」が10例、「ある程度できた」が4例）であった。その他の項目については、23例中10例前後で非該当または未記入の回答となっており、十分な情報が得られていない。

一方CWによる援助の点検項目では、支援対象者の生活状況やサービス利用状況の把握や関係機関とのかかわりの把握といった、個別面接で可能な項目については「できた」という評価が多い。一方で、新しい制度・サービスや利用できる制度・サービスの話になると、説明ができた対象が10例弱いる一方で、できないないしは調査不能とされるものも10例ほど見られる。利用できるサービスなどについて積極的に情報の提供を受けている支援対象者と、情報の提供を受けているかどうかすら定かではない支援対象者がいるということであるなら、こうしたサービスの格差が今後の安定した地域生活に何らかの影響を与えるのかどうか、注意深く見守る必要があるかもしれない。